

工事カルテ特記仕様書

第1 工事カルテ作成、登録

請負者は、請負金額500万円以上の工事について工事实情サービス(CORINS)入力システムより、「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を得た後に、財団法人日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」という。)に登録しなければならない。

また、登録後JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の時期は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 竣工時登録データの提出期限は、工事完了後10日以内とする。
- (3) 途中変更時登録データの提出期限は、受注時登録データの内容に変更が生じた日から10日以内とする。

工事カルテの登録については、下記のいずれかの方法による。

(1) 代行入力サービス及び問い合わせ先

財団法人 日本建設情報総合センター(CORINSセンター)

〒107-8416

東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンスアヴェニュービル2F Tel03-3505-0411

財団法人 日本建設情報総合センター(中部地方センター)

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内3丁目5番10号

住友商事丸の内ビル9F Tel052-961-1450

(2) オンライン登録サービス

CORINSホームページ

アドレス:<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>